

**第 1 回**  
**松山市・中島町合併協議会**

**附属資料**

松山市と中島町の概要

事 項	松山市	中島町	
市政施行日	明治22年12月15日	昭和27年8月1日	
住民基本台帳人口 (15年10月1日現在) (人)	478,074	6,413	484,487
住民基本台帳世帯数 (15年10月1日現在) (世帯)	203,807	2,568	206,375
15年5月末面積 (平方km)	289.42	35.68	325.10
15年度当初予算規模 (千円)	294,992,430	9,312,712	
財政力指数(14年度)	0.715	0.136	0.692
公債費比率(13年度) (%)	12.4	14.8	12.4
沿 革	<p>愛媛県の中心部に位置し、西は波静かな瀬戸内海を臨む松山平野の中心を占める。市街地は松山城を中心に発展を続け、明治6年愛媛県庁が設置され、同22年市政が施行されて以来、政治経済の中心都市として成長。さらに戦後、戦災復興都市計画の実施で市街地・交通体系の整備などにより近代都市へと面目を一新する一方、商工業都市としての性格を強めた。今日では総合的な都市機能を備え、人口47万人を擁し、平成12年4月中核市に移行した。その間、25町村を合併し、現在に至る。「憧れ誇り 日本一のまち松山」の実現を目指している。</p>	<p>松山市の北西約15kmの海上に位置し、6つの有人島と22の無人島で形成されている。一帯は古くから「忽那諸島」と呼ばれ、豪族の忽那氏が水軍の雄として活躍。江戸時代には、松山・大洲両藩に二分されていた。明治22年に17村が4カ村に統合。昭和34～38年にかけて3村と合併し現在の中島町となる。町全域が国立公園に指定され、豊かで美しい海は最大の財産。みかんやトライアスロン大会は全国的に有名。基幹産業は柑橘栽培と好漁場を抱える漁業。松山市とは日常生活圏として深いつながりを持ち、町民は松山市との合併を望んでいる。</p>	

財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数。基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の3ヵ年平均。

公債費比率：公債費の一般財源に占める割合。正確には、経常一般財源総額に占める公債費の一般財源所要額の比率。



松山市・中島町合併協議会幹事会名簿（9名）

幹事長	稲葉輝二	松山市助役
副幹事長	木村俊介	松山市助役
〃	大崎巖	中島町助役
幹事	丹生谷善久	松山市参与
〃	森岡覚	松山市総務部長
〃	井伊澄夫	松山市企画財政部長
〃	山中敏之	中島町総務課長
〃	綱場与志長	中島町企画政策課長
〃	島田敬	中島町管理課長

松山市・中島町合併協議会事務局職員名簿（17名）

事務局長	井伊澄夫	松山市企画財政部長
事務局次長	石丸允良	松山市企画財政部企画官
調整監	渡部勝重	松山市企画政策課調整監
総務班長	矢野博朗	松山市企画政策課副主幹
総務班	片本悦央	松山市企画政策課主査
〃	中川耕児	松山市企画政策課主任
〃	高岡伸夫	中島町企画政策課係長
〃	井上圭二	松山市企画政策課主事
調整班長	矢野大二	松山市企画政策課主幹
調整班	白石浩人	松山市企画政策課主査
〃	田中傑計	松山市企画政策課主査
〃	森本泰光	中島町企画政策課補佐
〃	三好貴紀	松山市企画政策課主事
計画班長	玉尾敏彦	松山市企画政策課主幹
計画班	西岡英治	松山市企画政策課主査
〃	富田定伸	松山市企画政策課主査
〃	早川勇行	松山市企画政策課主任

経過報告

松山市・中島町合併協議会設立までの経緯

年 月 日	内 容
平成 12 年 11 月 28 日	中島町議会合併検討特別委員会設置
平成 14 年 4 月～5 月	中島町住民アンケート調査実施
平成 14 年 5 月～6 月	松山市市町村合併市民意識調査実施
平成 14 年 6 月 3 日	中島町住民アンケート調査結果公表
平成 14 年 6 月 24 日	松山市議会合併問題検討特別委員会設置
平成 14 年 7 月 5 日	中島町議会合併対策特別委員会設置
平成 14 年 7 月 9 日	中島町長から松山市長に合併協議申し入れ
平成 14 年 8 月 8 日	松山市市町村合併市民意識調査結果公表
平成 14 年 12 月 9 日	松山市議会合併問題検討特別委員会から中間報告 ・中島町の懸案事項の提示
平成 15 年 9 月 29 日	中島町議会議員全員協議会開催 ・懸案事項の対応策審議、了承
平成 15 年 10 月 1 日	中島町長から松山市長に懸案事項の対応策提出
平成 15 年 10 月 8 日	松山市議会合併問題検討特別委員会開催 ・中島町から提出された懸案事項の対応策審議 「任意協議会を立ち上げ協議に入るべき」との意見で一致
平成 15 年 10 月	中島町議会議員全員に任意協議会の設置について 報告、了承
平成 15 年 10 月 20 日	松山市・中島町合併協議会設置

## 協議会の議題について

議題については、事務局にて案を作成し、幹事会に提案。幹事会で審議、了承を経た後、協議会に提案する。

議題には、報告、議案、協議の3種類がある。

### 1 報告

報告は、合併協議会規約などに基づき既に決定した事項や、専門部会等、分科会の協議状況等を協議会にお知らせするものである。

### 2 議案

議案は、協議スケジュール、事業計画、歳入歳出予算など協議会で決定する議題であり、議決結果は、「可決」「修正可決」「否決」「継続審議」とする。

### 3 協議

協議は、協定項目に係る議題であり、議決結果は、「確認」「修正確認」とする。

提案された協議事項については、協議会において事務局から説明し、協議を行う。了承された場合は、「確認」協議終了とする。検討を要する場合は、継続協議とし、小委員会に付託するなどの経過を経て、次回以降の協議会に再度提案する。すべての協定項目に係る協議が確認されると、協定書に調印を行う。

## 協定項目

項 目	主 な 協 議 内 容
1 合併の方式	合併の方式について、新設（対等）合併か編入合併かを決定します。
2 合併の期日	年度替りの事務量、電算システムの統合に配慮して、期日を設定する必要があります。
3 新市の名称	新設合併の場合は、名称を協議する必要があります。編入合併の場合でも、名称の変更は可能です。
4 新市の事務所の取扱い	本庁舎の位置を決定するとともに、中島町役場の取扱いを協議します。詳細について、プロジェクトで協議、報告。
5 財産の取扱い	基本的には、合併関係市町村の財産（負債を含む。）を引き継ぎますが、引き継ぐことが適当でない場合は財産区を設置することができます。
6 地域審議会の取扱い	合併後の旧市町村の区域ごとに、長の諮問により審議し、意見を述べる機能を有する地域審議会を設置することができます。
7 議会の議員の定数及び任期の取扱い	合併市町村の議員の定数と任期について、特例措置が認められており、その適用について、協議します。
8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	農業委員会の委員についても、任期等に関する特例が定められており、これらの特例措置の取扱いについて協議します。
9 地方税の取扱い	合併関係市町村の間に地方税の賦課に著しい不均衡がある場合など、合併年度と続く5箇年度に限り、不均一課税とすることができます。
10 一般職の職員の身分の取扱い	合併後も引き続き合併市町村の職員として身分を保有するように措置しなければならないとされています。任免、給与その他の身分の取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならないとされています。
11 特別職の職員の身分の取扱い	新設合併の場合は、全員失職し新たに選挙します。編入合併の場合は、編入される市町村の特別職の職員は全員失職します。
12 条例、規則等の取扱い	条例、規則等の整備方針の基本的な考え方や方針について協議します。各種事務事業に関する条例・規則等については、合併協議会で協議調整された調整方針に従って原案を作成します。
13 事務組織及び機構の取扱い	新市の組織・機構の整備方針について協議します。円滑に引き継ぐとともに機構改革等についても協議する必要があります。
14 一部事務組合等の取扱い	関係市町村が構成団体となっている一部事務組合等の取扱いについて協議します。
15 使用料、手数料等の取扱い	事務手数料や同様施設の使用料の統一に向けた協議を行います。
16 公共的団体等の取扱い	公共的団体等の統合・整理の基本的方向性について協議します。
17 補助金、交付金等の取扱い	各種団体が統合・整理されることがあるため、団体の実情などを考慮し、運営・事業補助金体系・貸付金等の総合的な見直しを行います。広く市民一般にかかる制度的補助金は、各協定項目や事務事業一元化の中で協議します。
18 行政連絡機構の取扱い	自治会、町内会、区長、区長会の状況を把握し、行政と住民を結ぶ各種連絡制度などの合併後のあり方について歴史的背景などにも配慮しつつ、不均衡などが生じないように調整を図ります。
19 町名・字名の取扱い	関係市町村の町名・字名について細部にわたる現況を把握した上で、その取扱いについて協議します。
20 慣行の取扱い	市章、市の花、市の木の取扱いについて協議します。
21 国民健康保険事業の取扱い	保険料の賦課方式（不均一課税を含む。）、賦課割合や高額療養費貸付事業など制度の効率化と円滑な統一に向け協議します。
22 介護保険事業の取扱い	保険料の賦課方式（不均一課税を含む。）、賦課割合、介護給付などについて制度統一に向けた協議を行います。
23 消防団の取扱い	消防団組織の統合、消防署との関係見直しなどについて協議します。

項 目	主 な 協 議 内 容
24 1 電算システム事業	システムを統合し、稼働させるために調整方針や時期などを協議します。
24 2 広報広聴関係事業	広報事業（広報紙、ホームページ、その他の広報）や広聴事業等の実施について、基本的な事項を協議します。
24 3 消防防災関係事業	防災関係組織や、情報伝達方法の統一、広域協定の取扱いなどについて協議します。
24 4 交通防犯関係事業	交通安全、防犯に関する組織の統合や事業の取扱いについて協議します。
24 5 窓口業務	松山市の窓口業務と中島町の窓口業務について、その取扱いを協議します。
24 6 人権（同和）対策事業	人権教育や同和対策各種施策などの擦り合わせ、また、隣保館の管理運営等について協議します。
24 7 保健衛生事業	保健事業、健康づくり事業の統一に向けた調整などについて協議します。
24 8 障害者福祉事業	身体・知的障害者福祉、重度心身障害者医療費助成事業の制度統合等について、協議します。
24 9 高齢者福祉事業	長寿祝金、介護支援事業、生きがい対策事業などの制度統合等について、協議します。
24 10 児童福祉事業	児童クラブ、災害遺児助成、母子医療助成などの制度統合等について協議します。
24 11 保育事業	保育料などについて協議します。
24 12 清掃事業	し尿収集、ごみ収集（対象地区、収集体制、収集方法、処理場）などについて協議します。
24 13 環境対策事業	太陽光発電システム、その他の環境対策について、制度の調整などを行います。
24 14 農林水産関係事業	農林水産業振興方策の取り組みなど、合併後の取り組みについて協議します。
24 15 商工・観光関係事業	企業誘致、観光行政や地域振興の基本的な方向性について協議します。
24 16 建設関係事業	道路・橋梁、公営住宅の整備方針や法定外公共物の管理などについて協議します。
24 17 水道事業	中島町における水道事業のあり方について協議します。
24 18 下水道事業	合併処理浄化槽、受益者負担金及び補助金等について協議します。
24 19 市立・町立学校の通学区域	市立学校の通学区域の設定などについて協議します。
24 20 学校教育事業	学校教育に関する事項や学校施設など基本的な方向性について協議します。
24 21 給食事業	学校給食の方式などについて、協議します。
24 22 文化振興事業	文化振興団体の育成、文化財保護などの基本的な方向性について協議します。
24 23 社会教育事業	社会教育などの基本的な方向性等について協議します。
24 24 社会福祉協議会	委託事業や補助内容の見直しとともに、組織統合について協議します。
24 25 公営企業	中島町における公営企業（４事業）のあり方について協議します。
24 26 その他の事業	



項 目	主 な 協 議 内 容
25 合併建設計画	市民に合併後の将来ビジョンを示すものです。この計画を前提として、様々な財政措置が講じられることとなっています。
26 その他	指定金融機関の取扱いについて協議します。

## 1 合併の方式（地方自治法第7条）

**1. 新設（対等）合併** **2. 編入（吸収）合併** の2つの方式があります。

**合併関係市町村**とは、合併前の市町村のことです。

**合併市町村**とは、合併後の市町村のことです。

	新設（対等）合併	編入（吸収）合併
定義	合併関係市町村を廃して、その区域に新たに市を置くこと。	1以上の市町村を廃して、その区域を他の市町村の区域に編入すること。
市町村の法人格	合併関係市町村の法人格はすべて同時に消滅し、新しい市の法人格が発生する。	編入する市町村の法人格はそのまま存続し、編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅する。
名称	新たに定める。	編入する市町村の名称となる。新たに定めることもできる。
首長の身分	合併関係市町村すべての法人格が消滅することに伴い、全ての首長はその身分を失う。新首長は、合併施行後50日以内に行われる新しい市による選挙で選出される。	編入する市町村の首長の身分に変更はなく、編入される市町村の首長はすべてその身分を失う。
議会議員の身分	原則としては、首長と同じく合併と同時にその全ての議員がその身分を失い、新しい市による選挙で選出される。ただし、定数、任期等については、合併特例法による特例がある。	首長と同様に編入する市町村の議員の身分に変更はなく、編入される市町村の議員は、原則としてその身分を失う。ただし、定数、任期等については、合併特例法による特例がある。
農業委員会委員の身分（合併市町村に1つの委員会を置く場合）	合併と同時に原則としてすべての委員が身分を失う。ただし、選挙による委員については、合併特例法において任期の特例がある。	編入する市町村の委員の身分に変更はなく、編入される市町村の委員は原則としてその身分を失う。ただし、選挙による委員については合併特例法において任期の特例がある。
一般職の職員の身分	市町村の法人格の消滅によりその身分を失う。ただし、合併特例法の規定により、新しい市に身分が引き継がれる。	編入される市町村の職員は身分を失うことになる。ただし、合併特例法の規定により、新しい市に身分が引き継がれる。
条例、規則等の取扱い	市町村の法人格が消滅することにより、全ての条例、規則等を制定し直す必要がある。	編入される市町村の条例、規則等は効力を失うので、必要に応じ編入する市町村の条例、規則等を改正することになる。

農業委員会の委員は、その他に合併市町村の区域を分けて2以上の農業委員会を置くことができる。

## 2 合併の期日（地方自治法第7条）

合併の期日は、住民への説明及び合意形成に要する時間、市町村建設計画の策定、事務事業一元化、電算システムの統合、合併時の事務処理・引継ぎ等を総合的に勘案して判断する必要があります。

先進事例を見てみると、必ずしも特定期日に限られるものではなく、各団体の事情により合併の期日を定めています。

しかし、次の点について十分検討し決める必要があります。

**年度末に近い日に合併する場合は、通常でも年度末の事務や新年度を迎える事務で多忙な時期に、合併による決算の事務や合併を控えた事務が加わり、混乱を生じることが予想されます。**

**合併特例法に規定されている合併特例債、交付税措置などの特例を利用する場合は、17年3月31日までに合併する必要があります。**

平成12年以降に合併した事例

合併期日	新市	関係市町村数	合併方式
13. 1. 1	新潟市	1市1町	編入
13. 1. 21	西東京市	2市	新設
13. 5. 1	さいたま市	3市	新設
13. 11. 15	大船渡市	1市1町	編入
14. 11. 1	つくば市	1市1町	編入
15. 2. 3	福山市	1市2町	編入
15. 3. 1	廿日市市	1市1町1村	編入
15. 4. 1	静岡市	2市	新設
15. 4. 1	呉市	1市1町	編入
15. 4. 1	宗像市	1市1町	新設
15. 4. 1	新居浜市	1市1村	編入
15. 4. 21	周南市	2市2町	新設
15. 6. 6	野田市	1市1町	編入
15. 7. 7	新発田市	1市1町	編入
15. 8. 20	田原市	2町	編入
15. 9. 1	千曲市	1市2町	新設

協議第2号 資料

県内の状況

合併期日（目標）	協議会名	関係市町村数	合併方式
16.4.1	宇摩	2市1町1村	新設
16.8.1	かみうけな	1町3村	新設
16.9.21	重信町・川内町	2町	新設
16.10.1	南宇和	4町1村	新設
16.10.1	宇和島市・吉田町・三間町・津島町	1市3町	新設
16.11.1	西条市・東予市・丹原町・小松町	2市2町	新設
17.1.1	伊予地区	1市3町	新設
17.1.1	大洲喜多	1市2町1村	新設
17.1.1	砥部町・広田村	1町1村	新設
17.1.16	今治市及び越智郡11か町村	1市9町2村	新設

### 3 新市の名称（地方自治法第3条）

編入合併の場合は、編入する市の名称とすることが多いが、新たに制定することもできる。

しかし、一度決めた名称は容易に変更できるものではないため、地域の歴史、住民の意向等を考慮して決定する必要があります。

## 4 新市の事務所の取扱い（地方自治法第4条など）

市町村の事務所の位置は、編入合併の場合通常は、編入する市町村の事務所の位置となります。

ただし、編入される市町村の庁舎、支所の利用方法等は、あらかじめ合併協議会の場で協議が必要になります。

方式	内容	メリット	デメリット
本庁方式	合併市町村の組織を一つの庁舎（本庁）に集約し、本庁以外の従来の庁舎は、支所、出張所とする。	事務の効率化が図られる。 新市誕生の印象は強い。	新庁舎を建設する場合は、莫大な費用がかかる。
分庁方式	合併関係市町村の従来の庁舎に行政機能を持たせて振り分けて利用する。	既存施設利用のため、建設費は改装費程度で済む。	各業務を分散させるため周知が必要であるとともに、用件によっては複数の分庁へ行く必要が生じ、管理上非効率である。
総合支所方式	管理部門や事務局部門を除き、従来の合併関係市町村の庁舎における行政機能をそのまま残す。	住民や職員にとって最も現状に近く、サービスが容易に提供できる。	人件費等の削減が期待できにくく、合併による事務の効率化が生かされない。 新市の一体感に欠ける面もある。

### < 先進事例 >

#### [ 新設合併 ]

北上市（3・4・1）北上市・和賀町・江釣子村

本庁は旧北上市役所とし平成6年度からは江釣子地区内に新庁舎を建設する。

篠山市（11・4・1）篠山町・西紀町・丹南町・今田町

旧篠山町役場（本庁方式）

西東京市（13・1・21）田無市・保谷市

旧田無市役所（分庁方式）

さぬき市（14・4・1）津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町

旧志度町役場（本庁方式）

千曲市（15・9・1）更埴市、上山田町、戸倉町

旧更埴市役所・旧上山田町役場・旧戸倉町役場の庁舎ごとに部門（部課）を分散する。（分庁方式）

[ 編入合併 ]

- 新潟市 ( 1 3 . 1 . 1 ) 新潟市・黒埼町  
新潟市役所 ( 本庁方式 )
- 福山市 ( 1 5 . 2 . 3 ) 福山市・新市町・内海町  
福山市役所 ( 本庁方式 )
- 廿日市 ( 1 5 . 3 . 1 ) 廿日市市・佐伯町・吉和村  
廿日市市役所 ( 本庁方式 )
- 呉市 ( 1 5 . 4 . 1 ) 呉市・下蒲刈町  
呉市役所 ( 本庁方式 )
- 新発田市 ( 1 5 . 7 . 7 ) 新発田市、豊浦町  
新発田市役所 ( 本庁方式 )

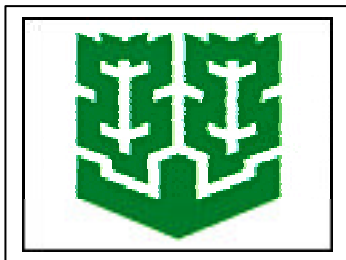
## 5 慣行の取扱い

市章、市町村の花・木・鳥等の慣行については、別のものを定めていることが多く、統一することが多いようです。



## 松山市

市章



松と山を図案化して「松山」を表現したもので、松山市出身の画家、下村為山の考案。  
明治44年4月7日制定

市花



つばき

「ヤブツバキ」

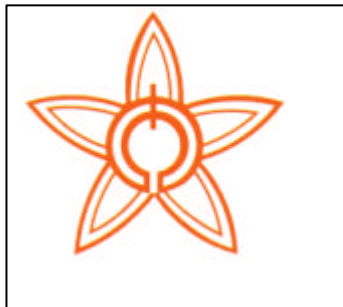
指定年月日 昭和47年3月3日

制定年月日 昭和47年4月1日

松山市内の山野や神社の境内には、古くからつばきが多く植えられ、歴史・文化的にも市民生活の中に根つき親しまれています。

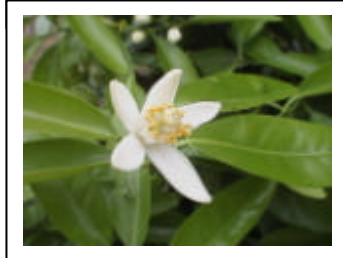
## 中島町

町章



中島町の名産みかんの花を図案化し、「中」の字をその果実にかたどっています。昭和34年3月31日制定

町花



みかんの花

中島町の基幹産業であるみかんを町の花としました。

平成5年1月1日制定

町木



中島町の木として松を指定しています。

平成5年1月1日制定

## 6 議員定数及び任期の取扱い（合併特例法第6条、第7条）

### 編入合併の場合

#### 定数特例を適用する場合

合併後の編入された町を選挙区とした増員選挙において、編入合併特例定数を探ることができ、さらに、それに続く最初の一般選挙においても、この特例定数を探ることができる。

#### 在任特例を適用する場合

編入される町の議会の議員は、編入する市の議会の議員の在任期間だけ在任でき、さらに、合併後最初の一般選挙においても、編入された旧町の区域で選挙区を設け、編入合併特例定数を探ることができる。

### （1） 議会構成

議会構成については、松山市、中島町で合併を行った場合、人口が50万人に達しないため地方自治法の規定により、法定上限数、条例定数ともに46人のままであり、現行の条例定数の合計62人から16人の減となります。

ただし、在任特例を選択した場合には、ただちに議員数の減とはなりません。

なお、松山市、北条市、中島町で合併を行った場合は、人口が50万人を超えることから、地方自治法による上限数は56人となります。

条例定数を56人以内で改正する場合は、合併期日をもって北条市及び中島町の議員は全員失職しますが、条例改正による増員分について、松山市・北条市・中島町の旧地域に選挙区を設け増員選挙を行う場合や、2市1町全域を1つの選挙区として増員選挙を行う場合があります。

< 先進事例 > 次ページ参照

協議第6 資料

平成12年以降の合併の状況

新市町村名 (協議会名)	合併(目標)年月日	合併関係市町村名	合併 形態	特例	備 考
新潟市	平成13年 1月 1日	新潟市・黒埼町	編入	在任	新潟市議の在任期間
潮来市	平成13年 4月 1日	潮来町・牛堀町	編入	在任	潮来町議の在任期間
大船渡市	平成13年11月15日	大船渡市・三陸町	編入	在任	大船渡市議の在任期間,その 後同一選挙区法定26人
つくば市	平成14年11月 1日	つくば市・荃崎町	編入	在任	
福山市	平成15年 2月 3日	福山市・内海町・新市町	編入	定数	内海町1名、新市町2名
廿日市市	平成15年 3月 1日	廿日市市・佐伯町・吉和村	編入	在任 定数	平成15年9月30日まで(佐伯 町議員の残任期間)定数 特例佐伯町9名、吉和村1名
呉市	平成15年 4月 1日	呉市・下蒲刈町	編入	定数	増員選挙、その後の一般 選挙とも下蒲刈町1名
新居浜市	平成15年 4月 1日	新居浜市・別子山村	編入	在任 定数	新居浜市議の残任期間在 任,平成15年4月27日定数 特例で選挙(1名)
宇摩合併協議会	平成16年 4月 1日	川之江市・伊予三島市・新宮村・土 居町	新設	在任	合併後1年11ヶ月間在任、 その後法定数30人
上島合併協議会	平成16年10月 1日	弓削町・生名村・岩城村・魚島村	新設	なし	法定数18人、設置選挙に 限り選挙区を設置
南宇和合併協議 会	平成16年10月 1日	内海村・御荘町・城辺町 一本松 町・西海町	新設	在任	平成17年4月30日(合併後 7ヵ月)まで在任、法定数26 人
東宇和・三瓶町合 併協議会	平成16年 3月31日まで	明浜町・宇和町・野村町・城川町・ 三瓶町	新設	定数	関係町の区域ごとに選挙 区を設置(定数特例31人)
かみづけな合併協 議会	平成16年 8月 1日	久万町・面河村・美川村・柳谷村	新設	在任	平成18年4月30日(合併後 1年9ヵ月)まで在任、選挙 区を設置、法定数22人
西条市・東予市・ 丹原町・小松町合 併協議会	平成16年11月 1日	西条市・東予市・丹原町・小松町	新設	在任	平成18年4月30日(合併後1 年7ヵ月)まで在任、その後4 選挙区で選挙、法定数34人
重信町川内町合 併協議会	平成16年9月21日	重信町・川内町	新設	未定	
きほく合併協議会	平成16年10月 1日	広見町・松野町・日吉村	新設	在任	平成17年4月30日(合併後 7ヵ月)まで在任
宇和島市・吉田 町・三間町・津島 町合併協議会	平成16年10月 1日	宇和島市・吉田町・三間町・津島町	新設	在任	平成17年4月30日(合併後 7ヵ月)まで在任、その後新 市1選挙区で選挙
今治市及び越智 郡11か町村合併 協議会	平成17年 1月16日	今治市・朝倉村・玉川町・波方町・ 大西町・菊間町・関前村・吉海町・ 宮窪町・伯方町・上浦町・大三島町	新設	なし	全市域1選挙区とする。 (法定数34人)
内子町・五十崎 町・小田町合併協 議会	平成16年10月 1日	内子町・五十崎町・小田町	新設	在任	平成17年4月30日(合併後 7ヵ月)まで在任,その後1 選挙区で選挙,法定数18人
八幡浜市・保内町 合併協議会	平成16年12月31日まで	八幡浜市・保内町	新設	未定	法定数26人
伊方町・瀬戸町・三 崎町合併協議会	平成16年10月 1日まで	伊方町・瀬戸町・三崎町	新設	未定	法定数18人
大洲喜多合併協 議会	平成17年 1月 1日	大洲市・長浜町・肱川町・河辺村	新設	未定	平成17年10月31日(合併 後10ヵ月)まで在任,その後 4選挙区で選挙 法定数30人
伊予地区合併協 議会	平成17年 1月 1日	伊予市・松前町・中山町・双海町	新設	なし	設置選挙に限り選挙区を 設置とする。 (4選挙区、法定数28人)
砥部町・広田村合 併協議会	平成17年 1月 1日	砥部町・広田村	新設	未定	法定数26人

## 7 合併建設計画（合併特例法第5条）

合併建設計画は、合併に際して、住民に合併後のまちづくりのビジョンを示すもので、これに位置づけられた事業に対しては、様々な財政支援措置が講じられます。

策定に当たっては、次の点に十分配慮することとなっています。

合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進すること

合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上を図ること

合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮すること

なお、この計画は、合併関係市町村の総合計画、広域市町村圏計画、県の長期計画との整合性を図る必要があります。

また、合併建設計画の具体的な内容は、合併協議会において合併関係市町村の自主的な判断により決定されるものですが、合併特例法では計画に盛り込むべき事項として、おおむね次の事項が例示されています。

### 合併市町村の建設の基本方針

当該合併市町村が将来進むべき方向及び行財政運営の基本事項等について合併後の市町村建設の基本方針を定めるものとされており、編入合併の場合には、少なくとも編入される区域について当該区域が合併後において果たす役割及び合併市町村における位置づけ等について定める必要がある。

### 合併市町村の建設の根幹となるべき事業(都道府県事業を含む)に関する事項

の合併市町村建設の基本方針を実現するための施策と事業についての大綱を定めるもので、一定の事業等に要する経費については国、県による財政措置が講じられることから、合併市町村の建設の根幹となる個々の事業について明確にしておく必要がある。

### 公共的施設の統合整備に関する事項

支所出張所の統廃合、小中学校の統廃合など合併市町村の公共的施設の整備統合について、住民生活への影響や地域の特性、バランス等を配慮し定める。

### 合併市町村の財政計画

合併後おおむね5～10年程度の期間について定める。

# 市町村建設計画設定項目事例

## 市町村建設計画設定項目一覧

市 名		新潟市	西東京市	潮来市	さいたま市	福山市	廿日市市	呉市	新居浜市	松山市・北条市
人 口		518,374人	175,073人	32,133人	968,999人	403,915人	87,061人	205,382人	125,814人	501,926人
合 併 年 月 日		H13.1.1	H13.1.21	H13.4.1	H13.5.1	H15.2.3	H15.3.1	H15.4.1	H15.4.1	H17.3.31以前
新	序論									
	1 合併の必要性 (1)歴史的経緯 (2)生活圏の一体化と住民ニーズの高度化 (3)自治能力の向上 (4)計画的・総合的行政の展開									
市	2 計画策定の方針 (1)計画の趣旨 (2)計画の構成 (3)計画の期間 (4)その他(行財政運営等)									
	市町村の概況 (1)位置と地勢 (2)気候 (3)面積 (4)人口(世帯含)									
建	主要指標の見通し									
	1 人口 (1)総人口 (2)年齢別人口 (3)就業人口 (4)交流人口									
設	2 世帯									
	新市町村建設の基本方針									
計	1 新市町村の将来像									
	2 新市町村の基本目標									
画	3 新市町村建設の基本方針 (1)各基本方針									
	4 土地利用等 (1)土地利用 (2)都市構造									
画	5 地域別整備の方針 (1)地域別整備の方針 (2)拠点整備の方針									
	新市町村の施策									
画	1 自然環境の保全と活用 (1)自然環境の保全 (2)河川環境の整備 (3)森林の維持と活用									
	2 都市基盤の整備 (1)道路の整備 (2)公共交通の整備 (3)市街地の整備 (4)上水道の整備 (5)下水道の整備									
画	3 生活環境の整備 (1)住環境の整備 (2)公園・緑地の整備 (3)衛生環境の整備 (4)地域・生活関連施設の整備 (5)消防・防災・交通安全の推進 (6)情報・通信の整備									
	4 保健・医療と福祉の充実 (1)保健・医療の充実 (2)高齢者福祉の充実 (3)社会福祉の充実 (4)保育の充実及び女性への支援 (5)同和対策の推進 (6)介護保険への対応 (7)国民健康保険事業等の推進									
画	5 教育・文化の充実 (1)生涯学習の推進 (2)学校教育の充実 (3)文化、スポーツの振興 (4)国際化への対応									
	6 産業の振興 (1)農林水産業の振興 (2)商工業の振興 (3)観光・レクリエーションの振興 (4)就業支援策の強化									
画	7 連携・交流の促進									
	8 開かれたまちづくりの推進 (1)開かれた行政への取組 (2)住民活動支援の推進									
画	9 行財政運営の効率化									
	新市における県事業の推進									
画	公共施設の適正配置と整備									
	財政計画									

この一覧は、新市建設計画に項目立てしているものを形式的に拾い上げたものである。

松山市・中島町合併協議会 協定項目別調整方針

協定項目		環境対策事業		No.	24-13-
協定細目	環境総合計画	プロジェクト			
		部会	環境部会		
		分科会	環境政策分科会		
基本調製方針	松山市の制度・方式に統一する	協議会確認日	平成 年 月 日		
具体項目	松山市	中島町	調整の具体的内容		
環境総合計画	松山市環境総合計画（平成15年3月策定） ・松山市環境基本条例に基づき、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するものとして策定した。	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松山市環境総合計画を採用する。</li> <li>ただし、環境基礎調査など修正が必要な場合は、合併後、調整する。</li> </ul>		

松山市・中島町合併協議会 協定項目別調整方針

協定項目	環境対策事業	No.	24-13-
------	--------	-----	--------

協定細目	環境審議会		プロジェクト													
			部会	環境部会												
基本調製方針	松山市の制度・方式を適用する。		分科会	環境政策分科会												
			協議会確認日	平成 年 月 日												
具体項目	松山市	中島町	調整の具体的内容													
審議会	<p>松山市環境審議会 (所掌事項) ・市長の諮問機関として、環境の保全に関する事項について調査審議する。 (定数) ・10名以内の委員をもって組織する。 (任期) ・2年 (根拠法令) ・環境基本法第44条、松山市環境基本条例</p> <p>(委員の構成) (H15.4.1現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>構成</th> <th>委員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学識経験者</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>市民</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>市民団体の代表者</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>事業者の代表者</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>任期は、平成13年12月1日～ 平成15年11月30日</p>	構成	委員数	学識経験者	4	市民	2	市民団体の代表者	1	事業者の代表者	2	計	9	なし	<p>・松山市環境審議会を適用する。 なお、定数、委員の構成については、新市において検討する。</p>	
構成	委員数															
学識経験者	4															
市民	2															
市民団体の代表者	1															
事業者の代表者	2															
計	9															

松山市・中島町合併協議会 協定項目別調整方針

協定項目		環境対策事業		No.	24 - 13-
協定細目	環境教育事業	プロジェクト			
		部会	環境部会		
基本調製方針	松山市の制度・方式に統一する。	分科会	環境事業推進分科会		
		協議会確認日	平成 年 月 日		
具体項目	松山市	中島町	調整の具体的内容		
環境啓発事業	<p>愛媛県、愛媛新聞社と一緒に、廃棄物ゼロの循環型社会の構築に向けて「ゼロエミフェスタ」を2日間実施している。</p> <p>また、消費・環境・健康・の3プラザで統一テーマのもとに「みんなの生活展」を2日間実施している。</p>	<p>該当なし</p>	<p>松山市の事業を適用する。</p>		
環境教育事業	<p>自然環境啓発事業として、探鳥会、水辺の教室、秋虫の声があるが、これらの事業は特定非営利活動法人に委託している。</p> <p>また、環境について関心や意識の高い市民の方を松山市エコリーダーとして認定・登録し、学校や各種団体に学習会講師や指導者として活動してもらうエコリーダー制度がある。</p>	<p>町の広報紙を活用し、環境に関する情報の発信に努めている。</p> <p>町内の小中学校生徒による海岸清掃は定着し、清掃を通しての環境教育を実施している。</p>	<p>松山市の事業に統一するが、中島町域の自然環境を活用し、開催場所を検討する。</p>		



松山市・中島町合併協議会 協定項目別調整方針

		協定項目	環境対策事業	No.	24-13-
協定細目	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業		プロジェクト		
			部会	環境部会	
基本調製方針	松山市の制度・方式を適用する。		分科会	環境事業推進分科会	
			協議会確認日	平成 年 月 日	
具体項目	松山市	中島町	調整の具体的内容		
住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	<p>〔対 象〕 (財)新エネルギー財団が実施する事業の補助を受けて、自ら居住する松山市内の住宅に太陽光発電システムを設置する方。</p> <p>〔条 件〕 補助金の交付は、1世帯1回限り。 一つの建物に複数の世帯が居住し、複数回の申請を行う時は、電力量メーターを分けて設置すること。 併用住宅の場合は、電力量メーターを居住用と事業用に分けて設置すること。</p> <p>〔補助金〕 太陽光発電システム 1 k w 当たり15万円 ( 4 k w 60万円を上限 )</p>	なし	<p>松山市の補助制度を合併時、中島町域にも適用する。</p> <p>中島町域に対する年間補助予想額</p> $\text{年間予約数} \times \frac{\text{中島町世帯数}}{\text{松山市世帯数}} \times \text{補助単価}$ $= 297\text{件} \times \frac{2,568}{203,443} \times 521\text{千円}$ $= 3.7\text{件} \times 521\text{千円}$ $= 1,928\text{千円}$ <p>* 年間予約数...平成14年度松山市実績 * 世帯数...平成15年度8月世帯数 * 補助単価...平成14年度松山市実績</p>		

松山市・中島町合併協議会 協定項目別調整方針

協定項目		下水道事業		No.	24-18-							
協定細目	合併処理浄化槽事業		プロジェクト									
			部会	環境部会								
基本調整方針	松山市の制度・方式を適用する。		分科会	環境指導分科会								
			協議会確認日	平成 年 月 日								
具体項目	松山市	中島町	調整の具体的内容									
合併処理浄化槽設置整備事業	公共下水道認可区域外に50人槽以下の合併処理浄化槽の設置者に補助金を交付する。補助金には、人槽ごとに新築・環境特別・その他の3区分がある。	現在、当該事業なし。ただし、平成16年度から新規事業として制度化する予定。予定では中島町全域に10人槽以下の合併処理浄化槽の設置者に補助金を交付する。補助金は、人槽ごとに定めた金額を交付する予定。	松山市の補助事業・補助金額を適用する。 歳出増加見込 約21,000千円									
			設置に係る補助金限度額(単位:円)									
			新設		転換							
			松山市	中島町	松山市	中島町						
			5	354,000	500,000							
			6	411,000	600,000							
			7	411,000	700,000							
			8	519,000	800,000							
			10	519,000	1,000,000							
			転換とは、汲み取り便所や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替えをいう。									
合併処理浄化槽維持管理費補助事業	公共下水道の供用開始外の区域で10人槽以下の合併処理浄化槽設置者で保守点検・清掃を適正に行ない、年度ごとの浄化槽の法定検査を受験した者に対し、年間1万円の補助を行なう。	当該事業は無し	松山市の補助事業を適用する。 歳出増加見込 370千円 平成14年度末の補助事業対象基数(10人槽以下)									
			<table border="1"> <tr> <td></td> <td>松山市</td> <td>中島町</td> </tr> <tr> <td>基数</td> <td>8,200基</td> <td>37基</td> </tr> </table>			松山市	中島町	基数	8,200基	37基		
	松山市	中島町										
基数	8,200基	37基										
			松山市は、公共下水道供用開始区域外の10人槽以下の合併処理浄化槽の設置基数									

松山市・中島町合併協議会 協定項目別調整方針

協定項目 その他(指定金融機関) No. 26

協定細目	指定金融機関		プロジェクト
			部会
基本調製方針	指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関については、松山市の指定のとおりとする。		分科会
			協議会確認日
調整の具体的な内容	松山市	中島町	
28	指定金融機関 (株)伊予銀行  指定代理金融機関 (株)愛媛銀行  収納代理金融機関 広島銀行、四国銀行 みずほ銀行、百十四銀行 阿波銀行、山口銀行 西日本銀行、高知銀行 香川銀行、徳島銀行 住友信託銀行、愛媛信用金庫 三津浜信用金庫 商工組合中央金庫 四国労働金庫 松山市農業協同組合 松山市堀江農業協同組合 えひめ中央農業協同組合 愛媛県信用漁業協同組合連合会 日本郵政公社	(株)伊予銀行  えひめ中央農業協同組合  日本郵政公社	指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関については、松山市の指定のとおりとする。